

訪問看護及び介護予防訪問看護ご利用料金表

別紙料金表①

1 単位：11.05 円（西東京市⇒3 級地）（ R8・6・1 改正 ）

介護 予防 訪問 看護 費	サービス提供時間		サービス内容	単位数	金 額	利用者負担 (1 割) *2
	所要時間 20 分未満の場合 *1		介護予防訪問看護Ⅰ 1	303	3,348 円	335 円
	所要時間 30 分未満の場合		介護予防訪問看護Ⅰ 2	451	4,983 円	499 円
	所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合		介護予防訪問看護Ⅰ 3	794	8,773 円	878 円
	所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合		介護予防訪問看護Ⅰ 4	1,090	12,044 円	1,205 円
	PT・OT 等による訪問の場合 (20 分)		介護予防訪問看護Ⅰ 5	284	3,138 円	314 円
	PT・OT 等による訪問の場合 (40 分)		介護予防訪問看護Ⅰ 5×2	568	6,276 円	628 円
訪問 看護 費	サービス提供時間		サービス内容	単位数	金 額	利用者負担 (1 割) *2
	所要時間 20 分未満の場合 *1		訪問看護Ⅰ 1	314	3,469 円	347 円
	所要時間 30 分未満の場合		訪問看護Ⅰ 2	471	5,204 円	521 円
	所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合		訪問看護Ⅰ 3	823	9,094 円	910 円
	所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合		訪問看護Ⅰ 4	1,128	12,464 円	1,247 円
	PT・OT 等による訪問の場合 (20 分)		訪問看護Ⅰ 5	294	3,248 円	325 円
	PT・OT 等による訪問の場合 (40 分)		訪問看護Ⅰ 5×2	588	6,497 円	650 円
PT・OT 等による訪問の場合 (60 分)		訪問看護Ⅰ 5・2 超	795	8,784 円	879 円	
加 算	サービス提供体制強化加算（1 回につき）・別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、利用者に対し、訪問看護を行った場合に加算される		サービス提供体制強化加算	6	66 円	7 円
			サービス提供体制強化加算×2	12	132 円	14 円
			サービス提供体制強化加算×3	18	198 円	20 円
	利用者の希望により同意を得て、月 1 回算定		緊急時訪問看護加算Ⅰ×3	600	6,630 円	663 円
	特別な管理を必要とする利用者に対して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合		特別管理加算（Ⅰ）	500	5,525 円	553 円
			特別管理加算（Ⅱ）	250	2,762 円	277 円
	新規に看護計画書を作成した場合 (サービス初回月)		初回加算（Ⅰ）（退院・退所当日に訪問の場合）	350	3,867 円	387 円
			初回加算（Ⅱ）	300	3,315 円	332 円
	病院、診療所、老健、介護医療院に入院中又は入所中の者に対し、主治医等と連携し必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合（初回加算算定の場合は算定不可）		退院時共同指導加算（1 回） ※特別管理加算の場合に限り 2 回可	600	6,630 円	663 円
	ケアプラン上 90 分以上のサービスを位置付けている場合 1 回につき加算※特別管理加算の対象者に限る		長時間訪問看護加算	300	3,315 円	332 円
	複数の看護師等が同時に看護行う場合	複数名訪問看護加算Ⅰ	所要時間 30 分未満	254	2,806 円	281 円
			所要時間 30 分以上	402	4,442 円	445 円
	看護師等が看護補助者と同時に看護を行う場合	複数名訪問看護加算Ⅱ	所要時間 30 分未満	201	2,221 円	223 円
			所要時間 30 分以上	317	3,502 円	351 円
	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、ターミナルケアを行った場合（介護給付に限る）		ターミナルケア加算（死亡月）	2,500	27,625 円	2,763 円
	午前 6 時～午前 8 時、又は午後 6 時～午後 10 時の時間帯に居宅サービス計画上に位置付けて訪問看護を行った場合		夜間早朝加算	所定単位×1.25		

	午後 10 時～午前 6 時の時間帯に居宅サービス計画上に位置付けて訪問看護を行った場合	深夜加算	所定単位×1.5		
	訪問介護事業所（登録特定行為事業者）と連携し、喀痰吸引等の支援指導を行った場合	訪問看護・介護連携強化加算（1 月に 1 回に限り）	250	2,762 円	277 円
	サービス提供	サービス内容	単位数	金 額	利用者負担（1 割）
加算	看護体制強化加算算定要件を満たした事業所が訪問看護を提供した場合	看護体制強化加算（Ⅰ）	550	6,077 円	608 円
		看護体制強化加算（Ⅱ）	200	2,210 円	221 円
		介護予防看護体制強化加算	100	1,105 円	111 円
	厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施	介護職員等処遇改善加算	1 月当たりの総単位数 × 0. 0 1 8		

- ＊1
 ・ ・ ・ ・
 20 分未満の訪問看護（介護予防含む）は、特定の場合のみ利用可能です。
- ＊2
 ・ ・ ・ ・
 1 月にご利用された介護保険サービスの合計単位数が、介護保険被保険者証に記載された「区分支給限度基準額」を超えた場合、超過分は保険対象外（全額自己負担）となる場合がありますのでご注意ください。
- ＊3
 ・ ・ ・
 1 月以内の 2 回目以降の緊急時訪問については、状態等限定せず、早朝、夜間、深夜の訪問看護に関わる加算を算定します。

《利用料負担額の計算方法》
 ※実際の請求と料金表の合計とは小数点以下の処理から誤差が生じる場合があります。
 地域単価×単位数＝〇〇円（1 円未満切り捨て）
 〇〇円－（〇〇円×負担割合※1（1 円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）
 ※1 負担割合は 1 割負担の場合：0.9、2 割負担の場合：0.8、3 割負担の場合：0.7

《その他の費用（利用者負担）》				
交通費	西東京市内は無料とする。 西東京市外は市境界線から 1 キロメートル当たり 2 0 0 円とする。			
死後の処置料	9 時～1 7 時	1 0,0 0 0 円	（休日は 1 3,5 0 0 円）	
	1 7 時以降	1 5,0 0 0 円	（休日は 2 0,0 0 0 円）	
自費による訪問看護（3 0 分毎）		5,0 0 0 円		

《通常のサービス提供を超える費用（利用者負担額 1 0 割）》	
項目	金額
介護保険外 サービス	介護報酬の告示上の額と同額とします。 区分支給限度額を超えてサービスを利用した場合など介護保険枠外のサービス料金

キャンセル料	
1 回	3, 0 0 0 円